

八千代座文化資源解説映像整備業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、山鹿市は受託候補者として選定された者と協議を行い、協議が調った場合は、当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1. 委託業務名

八千代座文化資源解説映像整備業務委託

2. 業務目的

国指定重要文化財「八千代座」は、本市を代表する文化観光資源であり、近年は国内外から多くの来場者を迎えている。本業務は、外国人観光客を含む来場者が、八千代座の芝居小屋建築としての独自性や舞台機構の技術的魅力を直感的かつ深く理解できる映像解説コンテンツを整備するものである。これにより、当該文化財が有する価値や魅力に対する理解を深めるとともに、見学・来訪の満足度を高め、再訪や来場者の推奨を通じた新規来訪の促進による誘客につなげることで、来場者の増加を図ることを目的とする。

上記整備にあたっては、動画による文化財の本質的価値や魅力伝達、来場者の動線や多言語対応等を総合的に踏まえた制作が必要であるため、高い専門知識と豊富な経験・実績を有し、効率的かつ効果的に履行できる事業者に委託するものである。

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

4. 委託料上限額

金1,281,995円(消費税及び地方消費税を含む)

5. 業務内容

(1) 業務実施計画書の作成

本業務の実施に先立ち、受託者は発注者と十分に打合せを実施した上で、以下に示す内容等を取りまとめた「業務実施計画書」を作成し、発注者に提出すること。

① 実施体制

ア 本業務に関する実施体制を示すこと。

イ 受託者は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務の進行管理や調整を一元化すること。

ウ 実施責任者は、発注担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて緊密な連携、調整を図ること。

- エ 本業務は国指定重要文化財「八千代座」を対象とするため、文化財としての価値や歴史的背景を損なうことのないよう、十分に配慮した体制で業務を遂行すること。
- オ 業務の実施にあたっては、事前に発注者及び八千代座の指定管理者と十分に協議を行い、撮影内容・撮影日程・現地作業等について合意形成を図った上で着手すること。
- カ 実施体制を変更する場合は、発注者に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

② 連絡先一覧

- ア 連絡先として受託者関係者の氏名、メールアドレス、電話番号を含む一覧を作成すること。

③ スケジュール

- ア 委託期間を通じた本業務スケジュールを示すこと。
- イ 緊急の打合せには 2 営業日以内(八千代座現地対応を含む)に対応できる体制を整えること。

(2) 映像解説コンテンツの制作

来場者が多言語で八千代座の見どころを理解できる映像解説コンテンツを制作する。映像の構成・演出・長さ等の詳細は提案者の提案によるものとするが、以下の最低要件を満たすこと。

① 基本要件(必須事項)

項目	内容
解説対象箇所	①廻り舞台 ②セリ ③スッポン ④楽屋 ⑤下座(演奏場) の計 5 か所
映像本数	対象箇所1箇所あたり1本(提案により変更可)
対応言語	日本語・英語・韓国語・繁体字中国語・簡体字中国語 の計 5 言語
1本あたりの長さ	1箇所あたり概ね 30 秒～3 分程度を目安とし、詳細は提案によるものとする
基本コンセプト	映像による直感的理解を主とし、文字情報は補助的役割とする

※1本あたり5言語対応した映像を作成するものとするので、合計 25 本(5か所分の映像×5言語)となる。

② 業務項目

ア 映像撮影

※実演者として「山鹿灯籠踊り保存会」会員2名程度の出演協力を無償で得ることが可能。

※イメージキャラクター「チヨマツ」の着ぐるみを無償で貸与可能(着用者は受託者にて手配すること)。

- イ 映像編集(多言語字幕・テロップ等の挿入を含む。)
- ウ コンテツツ実装・検証(視聴環境の構築、動作確認等)

③ 技術仕様

項目	仕様
解像度	フル HD(1920×1080)以上
ファイル形式	MP4(H.264)を基本とする
音声	ステレオとし、ノイズ除去等の適切な音声処理を行うこと
字幕	映像への焼き込み(提案により変更可)

④ 留意点

- ア 撮影にあたっては、文化財の保護を最優先とし、照明・機材等の使用について事前に発注者及び指定管理者の承認を得ること。
- イ 撮影にあたっては、出演者の肖像権について、使用範囲を明示した同意書を受託者が取得すること。(山鹿灯籠踊り保存会会員の出演協力を得る場合は、同会員も含む。チヨマツは不要。)
- ウ 映像内で BGM・効果音・画像等の素材を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理を行い、発注者が二次利用する際に権利上の支障が生じないようにすること。
- エ 多言語翻訳については、文化財の専門用語や歴史的背景を正確に伝えるため、来場者に誤解を与えない表現となるよう品質確保に努めること。文化財・伝統芸能に関する専門用語の対訳については発注者の確認を得ること。
- オ 業務の実施に伴い、八千代座の建物・設備・備品等に毀損又は汚損が生じた場合は、直ちに発注者及び指定管理者に報告し、その指示に従い、受託者の責任と負担において速やかに原状復旧すること。

(3) 映像の視聴環境・揭示物方法

(2)で制作した映像解説コンテツツについて、来場者が八千代座内で円滑に視聴できる環境を整備する。視聴方法・揭示方法(媒体・形態・デザイン等)については、提案者の提案によるものとするが、以下の最低要件を満たすこと。

① 基本要件(必須事項)

項目	内容
揭示物設置箇所	解説対象 5 か所に各 1 点(計 5 点)
視聴環境	来場者が現地で個別または小グループで視聴可能であること
操作性	特別な機器操作や事前準備を必要とせず、誰でも直感的に利用できること

項目	内容
デザイン方針	八千代座の歴史的・文化的雰囲気と調和するデザインとし、文化財の景観を損なわないこと

※視聴方式は、スマートフォンなどで QR コードを読み取ることによるオンライン視聴を想定する。なお、提案者がより効果的と判断する方式がある場合は、その提案を妨げない。

② 業務項目

- ア 視聴方法・掲示方法の企画・設計
- イ デザイン・レイアウト
- ウ 掲示物・機材等の製作・調達・設置

③ 留意点

- ア 設置場所・設置方法については、文化財である八千代座の景観や来館者の動線に配慮し、事前に発注者及び指定管理者と協議の上決定すること。
- イ 機材を設置する場合、電源・配線・耐久性・盗難防止・運用保守の観点から踏まえた提案とすること。
- ウ 館内には Wi-Fi 設備を導入しているが、見学者向けの無料 Wi-Fi サービスは提供していない。オンライン視聴方式を採用する場合、来場者の通信負荷に配慮し、適切な動画圧縮・配信方式を採用すること。

(4) 現地設置・調整

上記(3)で整備した視聴環境・掲示物を現地に設置し、映像解説コンテンツが確実に閲覧できるよう現地確認・動作検証・調整を行うこと。なお、現地作業にあたっては、事前に発注者及び指定管理者と日程・方法等について協議し、来館者対応や公演に支障のない形で実施すること。

(5) その他事業の実施に必要な業務(提案による)

本業務の目的達成に資する独自提案があれば、積極的に提案すること。例として、以下のような観点が考えられる。

① コンテンツ企画・演出

図解・アニメーション・CG・効果音・BGM 等を用いた分かりやすさ向上の工夫、舞台機構(廻り舞台・セリ・スッポン等)の動きを効果的に見せる撮影・演出手法

② 多言語対応

他言語の文字情報を視認性・可読性を損なわず表示する手法、ピクトグラム等の活用

③ 掲示物デザイン・UI/UX

来場者が迷わずアクセスできる導線設計、効果的な形態の工夫

④ 来場者体験の向上

SNS シェア・再訪につながる仕掛け、視聴データ(再生回数・視聴完了率等)の取得・分析と運用改善提案

⑤ 回遊性向上

夢小蔵(八千代座管理資料館)や周辺観光施設との連携企画

⑥ アクセシビリティ

聴覚・視覚等に配慮した工夫(字幕・音声解説・コントラスト配慮等)

(6) 業務報告書

打合せ記録、制作工程、映像コンテンツ一覧、視聴環境・掲示物一覧、現地設置状況等をまとめた業務報告書を作成する。

6. 成果物

番号	成果物名	納品期日	納入形式
1	業務実施計画書	契約締結日後 15 営業日以内	データ(PDF, Word)
2	映像解説コンテンツ	令和 9 年 3 月 15 日まで	電子媒体(ハードディスク又は DVD 等)一式
3	撮影素材(編集前の元データ)	令和 9 年 3 月 15 日まで	電子媒体(ハードディスク又は DVD 等)一式
4	視聴環境・掲示物一式	令和 9 年 3 月 15 日まで	提案内容に応じた現物一式、デザインデータ(編集可能な形式)一式
5	業務報告書	令和 9 年 3 月 15 日まで	紙媒体 1 部、データ 1 部

※紙媒体は A4 版とする。

7. 提案書における記載事項

提案にあたっては、以下の事項について、業務遂行に関する考え方や方法を整理した提案書を作成すること。

- (1) 業務実施体制・実績(実施体制、文化財撮影への配慮・工夫等、配置するスタッフの専門性、スケジュール 等)
- (2) 映像解説コンテンツの制作(企画・構成、撮影・編集の手法、演出方針 等)
- (3) 視聴環境・掲示方法(視聴方式の提案、デザイン方針、文化財景観との調和、運用・保守の考え方 等)
- (4) その他独自提案(来場者体験向上、アクセシビリティ、回遊性、データ活用 等)

※提案書の様式・分量・評価項目・配点等は別途「プロポーザル実施要領」に定める。

8. その他

(1) 再委託

受託者は、原則として本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の概要や再委託する内容等について事前に発注者へ書面で提出し、承認を得ること。

(2) 著作権等

① 著作権の帰属

本業務の成果品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、すべて発注者に帰属する。ただし、受託者が既に保有する素材等を使用する場合は、発注者が本業務の目的及び市の広報・観光 PR 等の二次利用において支障なく使用できる利用許諾範囲を、事前に発注者と協議の上、書面で取り交わすこと。

また、受託者は編集前の撮影素材(元データ)についても発注者に納品するものとし、発注者は納品された映像・素材を、本業務以外の目的(市の広報、観光 PR、SNS 発信等)にも無償で利用できるものとする。

② 受託者が既に保有する素材等の取扱い

受託者が本業務において、自己が既に保有する素材(映像・音源・イラスト等)を使用する場合は、発注者が本業務の目的及び市の広報・観光 PR 等の二次利用において支障なく使用できるよう、その利用許諾の範囲を事前に発注者と協議の上、書面で取り交わすこと。

③ 撮影素材(元データ)の納品及び二次利用

受託者は、編集前の撮影素材(元データ)についても発注者に納品するものとし、発注者は、納品された映像・素材を本業務以外の目的(市の広報、観光 PR、SNS 発信等)にも無償で利用できるものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、山鹿市個人情報保護法施行条例(令和 4 年山鹿市条例第 23 号)及び関係法令を遵守し、適正に管理すること。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を履行するうえで関係法令等を遵守すること。特に、文化財保護法及び八千代座の管理運営に関する諸規程を遵守すること。

(6) 関係者との協議

本業務の実施にあたっては、事前及び業務期間中を通じて、発注者及び八千代座の指定管理者と十分な協議を行うこと。特に、撮影計画、現地作業の日程・方法、来館者対応、文化財への配慮事項等については、両者の合意を得た上で進めること。

(7) 連絡・協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と常に連絡を取ることとし、この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(8) 独自提案

仕様書と異なる事項又は仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術又はアイデア等があるときは、独自提案として、積極的に提案すること。

(9) 契約不適合責任

納品後6か月以内に成果物に契約不適合や軽微な修正(誤字脱字、字幕の軽微な修正等)が発見された場合、受託者は自己の責任と負担において速やかに修補等の対応を行うこと。